

ふくし百選 看護サービス 金沢
指定訪問（介護予防訪問）看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 北電産業株式会社が開設するふくし百選 看護サービス 金沢（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問（介護予防訪問）看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問（介護予防訪問）看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問（介護予防訪問）看護の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護運営の方針）

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本にしたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定訪問(介護予防訪問)看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふくし百選 看護サービス 金沢
- (2) 所在地 石川県金沢市窪七丁目271番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 0.5名(常勤職員)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問(介護予防訪問)看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問(介護予防訪問)看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員 4.0名(管理者兼務 0.5名)

看護師 4.0名(常勤 4名、非常勤 0名)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問(介護予防訪問)看護計画に基づき指定訪問(介護予防訪問)看護に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし年末年始(12/29~31.1/1, 2.3)及び国民の休日は除く。

- (2) 営業時間 午前8時40分から午後17時20分までとする。(休憩時間 12:00~13:00)

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間対応が可能な体制とする。

(指定訪問（介護予防訪問）看護の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問（介護予防訪問）看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当、適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護（介護予防訪問）計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ 食事・排泄等日常生活の援助
- ⑤ カテーテル等の管理
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ 認知症患者の看護
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護（介護予防訪問）計画書に基づく指定訪問（介護予防訪問）看護

(3) 訪問看護（介護予防訪問）報告書の作成

(指定訪問（介護予防訪問）看護の利用料等)

第9条 指定訪問（介護予防訪問）看護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法または健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

(1) 介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、1割、2割、3割負担の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領サービスでない指定訪問看護の利用料として徴収が認められている（その他の費用の額）交通費の額及び必要に応じてその他のサービスにかかる費用の額を規定するものとする。

(2) 医療保険も、法定代理受領サービスであり健康保険法に定められた支払を受けるものとする。

2 基本利用料のほか以下の場合、その他の利用料として別表に記載の額を利用者へ請求する。（消費税別途）

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に関する交通費

(2) サービスの利用をキャンセルする場合のキャンセル料

- (3) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料
 - (4) 営業日外、営業時間外に行う訪問看護利用料（医療保険）
 - (5) オプション（外出支援、通院介助、その他保険外対応）
- 3 利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 指定訪問（介護予防訪問）看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、石川県金沢市・野々市市・白山市とする。

（衛生管理等）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条 指定訪問（介護予防訪問）看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問（介護予防訪問）看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問（介護予防訪問）看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第13条 指定訪問（介護予防訪問）看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問（介護予防訪問）看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問（介護予防訪問）看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年3回程度

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問(介護予防訪問)看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、指定訪問(介護予防訪問)看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 居宅サービス(介護予防サービス)を行う役員および管理者・従事者などは金沢市暴力団排除条例の主旨に沿って暴力団員を排除し、利用者の安全安心を確保するものとする。

- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は北電産業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 10 条 通常の事業の実施地域について追記、第 16 条 5 項の保存期間改定、同 6 項全文追記および番号繰上げ(平 25. 3. 18)
3. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 3 名から 4 名に変更 (平 25. 10. 7)
4. 第 7 条 営業日及び営業時間について、創立記念日(5/1)を削除(平 26. 4. 1)
5. 第 9 条 (指定訪問(介護予防訪問)看護の利用料等)について、具体的基準文書を示す、平成 12 年 2 月 1 日、第 19 号、平成 18 年 3 月 14 日、第 127 号を削除(平 26. 4. 1)
6. 第 5 条 所在地について 石川県金沢市窪七丁目 271 番地に変更(平 26. 8. 1)
7. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 4 名から 5 名に変更 (平 26. 10. 1)
8. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 5 名から 4 名に変更 (平 27. 8. 1)
9. 第 9 条 指定訪問(介護予防訪問)看護の利用料等について、第一号被保険者で負担額を 2 割とする、一定以上の所得者について追記 (平 28. 8. 1)
10. 第 9 条 2 内容が前項と重複のため削除 (平 27. 8. 1)
11. 第 9 条 3 指定訪問(介護予防訪問)看護の利用料等について、死後の処置料、その他保険外利用料を変更(平 28. 4. 1)
12. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 4 名から 3 名に変更 (平 29. 1. 1)
13. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 3 名から 4 名に変更 (平 29. 2. 1)
14. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 4 名から 5 名に変更 (平 29. 2. 13)
15. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 5 名から 4 名に変更 (平 29. 5. 1)
16. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 4 名から 5 名に変更 (平 30. 1. 15)
17. 第 9 条 指定訪問(介護予防訪問)看護の利用料等について、利用者負担割合を訂正し、医療保険、消費税について追記(令 1. 10. 1)
18. 第 6 条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を 5 名から 4 名に変更 (令 1. 12. 16)

19. 第6条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を4名から5名に変更（令2.1.1）
20. 第6条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を5名から4名に変更（令4.11.1）
21. 第6条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を4名から5名に変更（令5.4.10）
22. 第6条 従業者の職種、員数及び職務の内容について、(2)看護職員、看護師、常勤の要員数を5名から4名に変更（令6.2.20）